

○総務省告示第三十七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三の規定に基づき、総務大臣が定める様式を次のように定め、第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第五号）の施行の日（平成二十九年二月十五日）から施行する。

平成二十九年二月十五日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。

様式第1

項目		原価及び利潤の前々算定期間の β	原価及び利潤の前算定期間の β	原価及び利潤の算定期間の β
ds	開始日			
	終了日			
β_0				
D_{net0} （単位：円）				

E_0 (単位：円)			
T_0			
$1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}$			
D_{net} (単位：円)			
E (単位：円)			
T			
$1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}$			
β			

注1 「 β 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第9条第4項に規定するものをいう。

2 「 ds 」は、 β を算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前3年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日とする。

3 「 ds 」及び「 β 」以外の項は、当該項の値を算定に用いる場合に記載すること。

4 「 β_0 」は、 β の算定に用いた、株式会社NTTドコモの β とする。

5 「 D_{net0} 」、「 E_0 」、「 T_0 」、「 D_{net} 」、「 E 」及び「 T 」の項は、様式第2により算定された値を用いること。

様式第2

項目					数値	
株式会社NTTドコモ	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目			
			合計			
		現金及び預金	該当する勘定科目			
			合計			
		純有利子負債				
		純資産				
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目			
			合計			
		現金及び預金	該当する勘定科目			

(単位：円)				
		合計		
	現金及び預金	該当する勘定科目		
		合計		
	純有利子負債			
	純資産			
	平均値	純有利子負債 (D_{net})		
(単位：円)	純資産 (E)			
法定実効税率 (T)				

注1 株式会社NTTドコモ以外の事業者が作成すること。

2 原価及び利潤の算定期間、原価及び利潤の前算定期間並びに原価及び利潤の前々算定期間ごとに作成すること。

3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。